

医療機関にかかる前にご確認下さい

【対象となる疾病】

目の病気：トラコーマ及び結膜炎
鼻の病気：慢性副鼻腔炎
喉の病気：アデノイド
耳の病気：中耳炎
皮膚の病気：白癬、疥癬及び膿疱疹
寄生虫病（虫卵保有を含む）
虫歯

受診の際、医療券交付の対象となる疾病かどうかが判明していますか

はい

医療券交付申請書の届出をしてください(学校、町教育委員会いずれでも発行可)

教育委員会で、①医療券 ②受領書を発行し、学校経由でお届けします

①医療券は、受診時に医療機関へ提出して下さい

②受領書は、記入押印後、学校もしくは教育委員会へ返送して下さい

いいえ

(都合により事前に申請ができない場合を含む)

医療機関にかかってください

※医療機関にかかる際、必ず医療券交付対象者である旨を伝えてください

受診後医療券交付の対象となる疾病であると診断された

はい

医療券の発行ができません
自費でお支払いください

いいえ

※医療券は、発行月のみ有効です。月が変わって医療機関にかかる場合は新たに申請をお願いします。

※医療機関によっては、医療券がない場合に自費での支払いを求められることがあります。

従って、医療券交付対象疾病であり、その継続受診であれば、原則、事前に医療券の交付申請をお願いします。

※ご不明な点は、役場 教育課 75-3112 までお尋ね下さい。